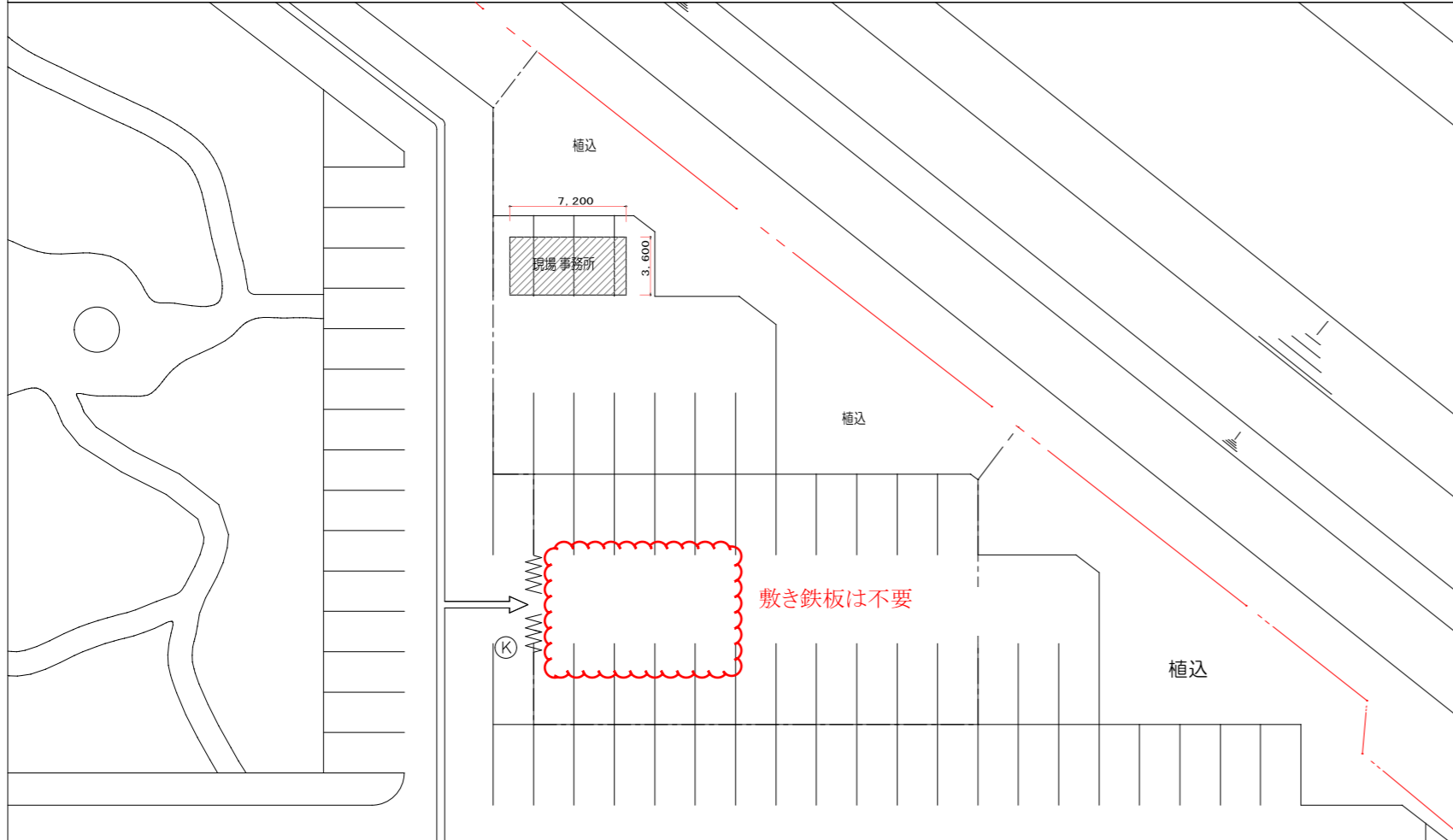


(参考)
仮設ステージは
1階屋上から立ち上げ

※病院内は徐行にて通行すること
 ※搬入は原則南東出入口からとする。ただしやむを得ない理由がある場合は監督員と協議の上交通誘導員を北西入口に常駐させるなどの措置を取り北西出入口からの搬入を可とする
 ※建物内への搬入にエレベーターを使用する場合は、原則北側ドライエリアから地階出入り口からの経路から医療用エレベーターを利用して、患者動線との交差を避ける。ただし、時間外等で搬入時間を調整して患者動線との交差を避けることが可能な場合は北側1階通用口からの搬入を可とする。(事前に病院と調整する)

BFからの搬入を追記

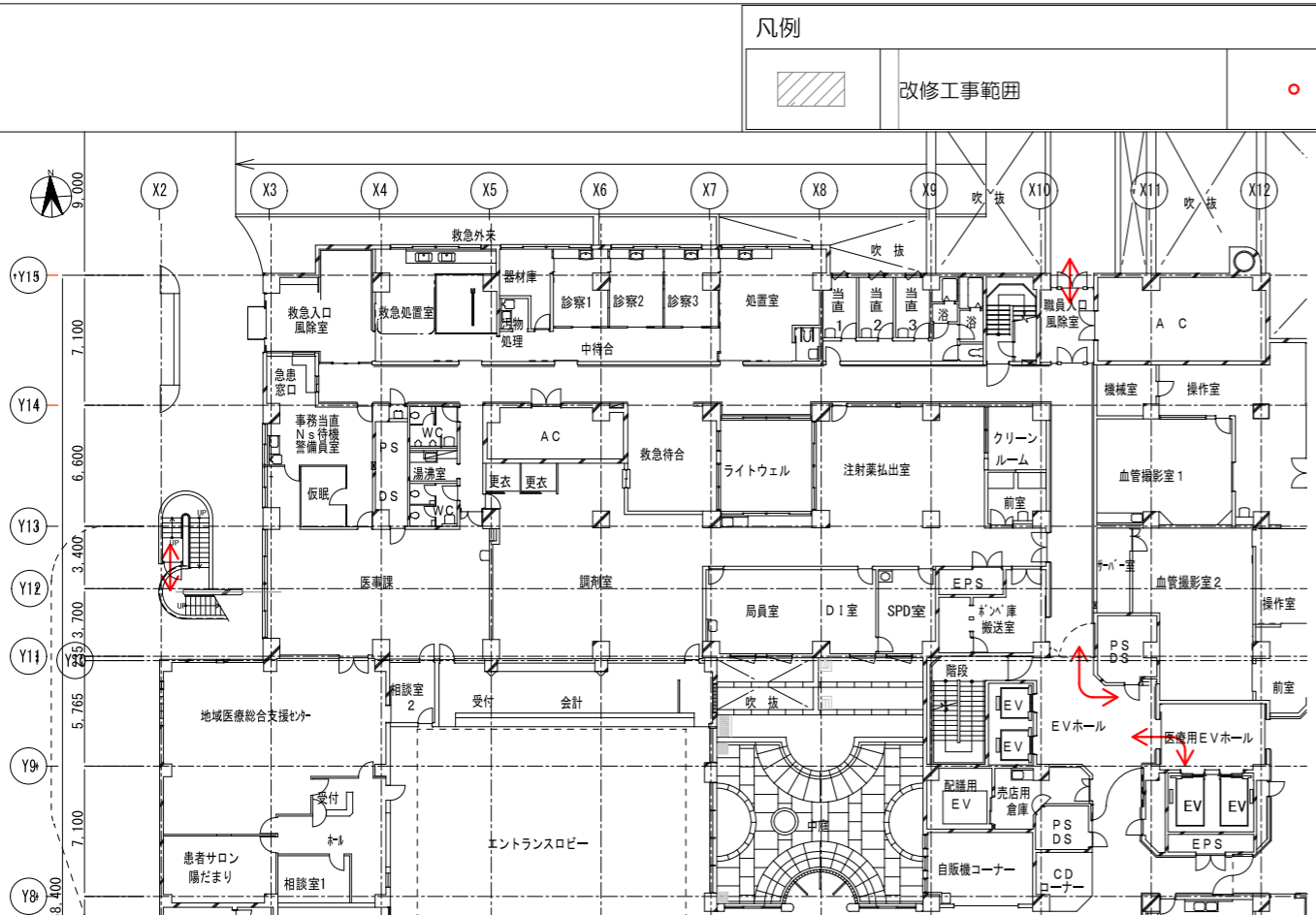


工所用仮設凡例

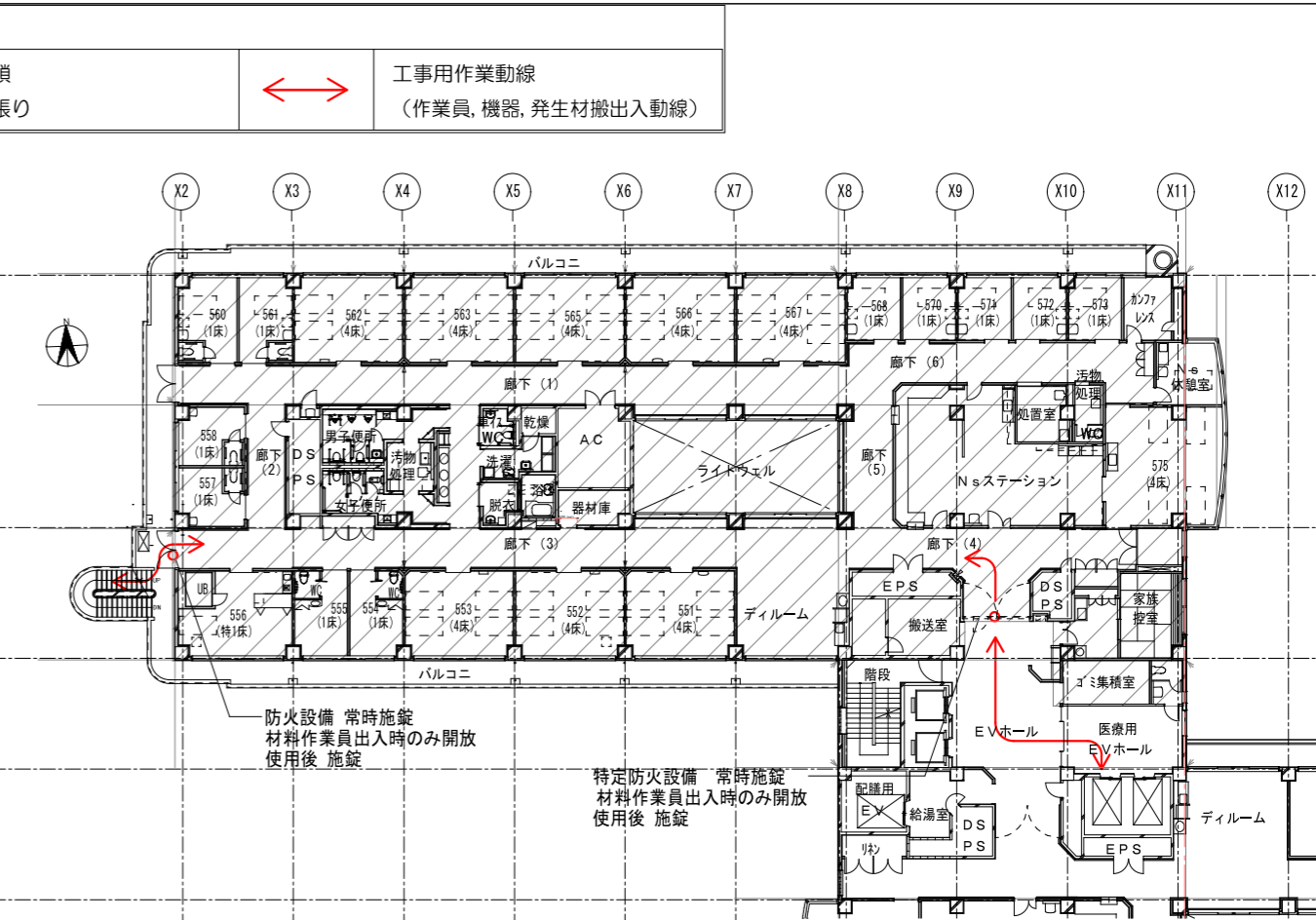
— · — · — ·	仮囲い万能板 H=2.0m
— ^ ^ —	シートゲート W=6.0m
— — —	枠組足場 防音シート張
⊗	交通誘導員の設置 (資材搬入時)
■ (格子)	洗車場 敷鉄板
■ (斜線)	工事事務所の設置
⇄	工事車両の通行
— · — · — ·	ガードフェンス H=1.8m

揚重機 ラフテレーンクレーン 60t 18日見込む
 大型資機材の搬入は原則土日とし、ガードマンを配置する。 144人区を見込む。

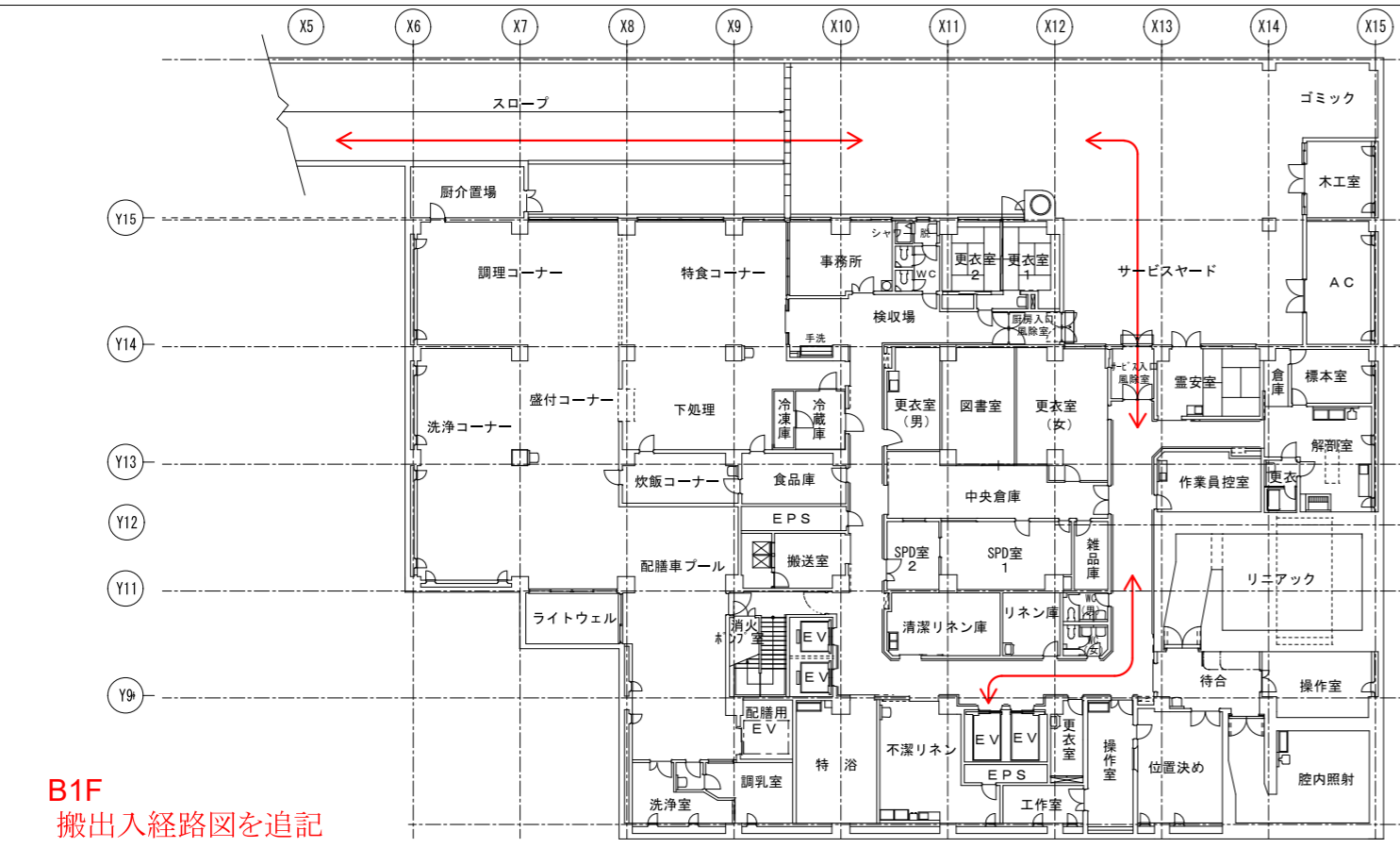
1階平面図 S=1/200



4~6階平面図 S=1/200



B1階平面図 S=1/200



■改修工事 工事仮設 特記事項

- 本工事における既設棟改修工事は、現状機能を維持しながらの工事であるため、工事中の病院機能の維持と利用者・職員の安全管理には最大限の注意を払うこと。
 - 工事に先立ち関係官庁と協議の上建築基準法第90条の3に基づく工事中の安全計画書を作成すること。工事期間中既存消防設備等の機能停止が発生する場合には、適宜代替措置を講じること。
 - 工事に先立ち工事仮設計画、改修工程表、工事中の安全計画書、各種工事施工計画書を作成し、病院・監督員の承諾後工事に着手すること。
 - 工事期間中断水、停電、医療ガスの停止等、機能停止が発生する場合には、事前に施設管理者・監督員の承諾を得ることとし、機能停止期間中のバックアップが必要な場合には、代替措置を講ずること。音・振動の発生する作業に関しても同様とする。また工事内容の院内周囲期間に配慮し、十分な院内周知期間を見込み事前に計画書を提出すること。
 - 工事に先立ち既設建物調査を十分に行うこと。RC壁、床の撤去、貫通、コア抜き等を行う場合には、X線調査等により躯体内鉄筋・埋設設備を十分調査の上解体工事に当たること。
 - 当該改修工事は既設病院を使用しながらの工事であるため、使用部分と工事部分は既設特定防火設備（鋼製防火戸）を常時閉鎖状態にして区画を行う。人の通行のための開口は小扉を用い、主扉の枠取り合い部はビニールテープ等で目張りする。大型資材搬入時は目張りを撤去し、終了後再度目張りを行う。屋外階段も材料搬入、作業員で入口として使用可とするが、施設管理者と使用時間を協議の上、扉通後は適宜施錠すること。工事資材のメインの搬入ルートは医療用EVを利用することになるが、搬送する資材量を把握の上、事前に使用日時を施設管理者と十分協議の上了承を得ること。（院内周知のため1週間前には協議を完了すること）
- 病院内の改修工事により生じる粉じん中には、大量の真菌胞子が含まれており、厳しい免疫不全患者においては感染症の危険性が増加する。特に天井ボードや換気ダクト解体工事時、粉じんや塵埃が飛散する可能性が高い為解体工事を含む改修において粉じん・塵埃飛散防止対策に最大限の注意を払うこと。
 - 改修工事時の真菌（アスペルギルス菌等）飛散防止対策を適切に講じること。解体工事時には十分に養生を行うこと。具体的な留意点は下記 2)~4)による。
 - 廊下に面する壁の撤去等が発生する場合には撤去壁の外側に仮間仕切りを設け工事範囲と使用部分を完全に区画する。工事区画仮間仕切りは不燃石膏ボードの二重張りとし、ボードの継ぎ目、既存壁、天井、床との取り合い部、照明器具、手摺、ストレッチャー摺等の取り合い部はビニールテープ等で完全に目張りを行い、工事区画内から使用部分への空気の流れ（塵埃の流れ）が無いようにすること。また出入口の内部、外部側には粘着マット等を設置し、靴についた工事エリア内の埃を病院内に持ち出さないようにすること。
 - 既設の扉により使用部分と工事範囲が区画できる場合は、常時閉鎖扉を閉鎖して作業を行う。区画の扉にガラリ等がある場合にはビニールテープ等でガラリを塞ぎ空気の流れを遮断すること。工事エリアから戸外へ直接排気可能な場合は、排気ファンの設置により工事範囲を陰圧にたもち病院内への塵埃の飛散を防止すること。
 - 施設使用部分で改修工事を行う場合は、解体部周囲をビニールシートで覆い、既設天井とビニールシートの取り合い部はビニールテープ等で空気の流れが無いよう目張りを行う。